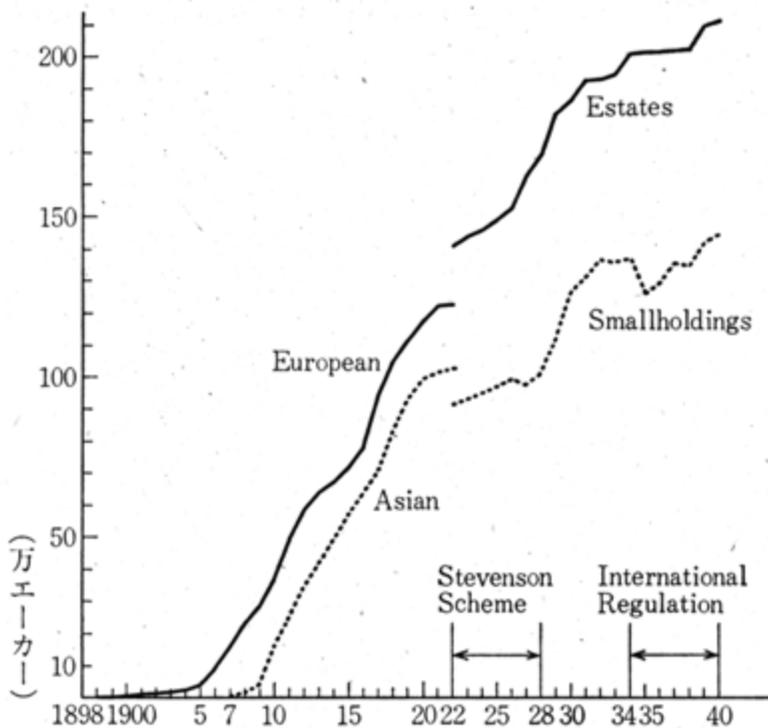


I. はしがき

マラヤのゴム栽培業は、前世紀70年代～90年代のゴムの実験的移植期を前史として、90年代後半のイギリス人及び中国人栽培業者による輸出用作物としてのゴムの植付けに始まるが、今世紀に入るや急速に発展し、10年代末には世界天然ゴム生産量の半分を輸出するまでに成長する。この時代は、第1表から明らかなように、世界の天然ゴム生産においてマラヤを先頭とする栽培ゴム生産がブラジルやアフリカの野生ゴム採取にとって替った時期であった。ところで、こうして1920年までに達成されたマラヤの世界ゴム生産における優位は20年代を通じて維持されるが、30年代にはインドネシアの追撃を受けるようになり、両者は30年代末にほぼ拮抗するにいたる。さらに第2次大戦後、50年代にはインドネシアの生産量がマラヤのそれを上回るが、60年代には再び逆転し、マラヤは60年代末で世界生産量の40%近くを占める第1位を保持している。しかし、この第1位の含意は戦前とは大きく変化したことはない。周知のとおり、戦時中から戦後へとアメリカを中心とする合成ゴム生産の著しい発展によって、マラヤのゴム栽培業

第1図 A マラヤのゴム植付面積, 1898年～1940年\*

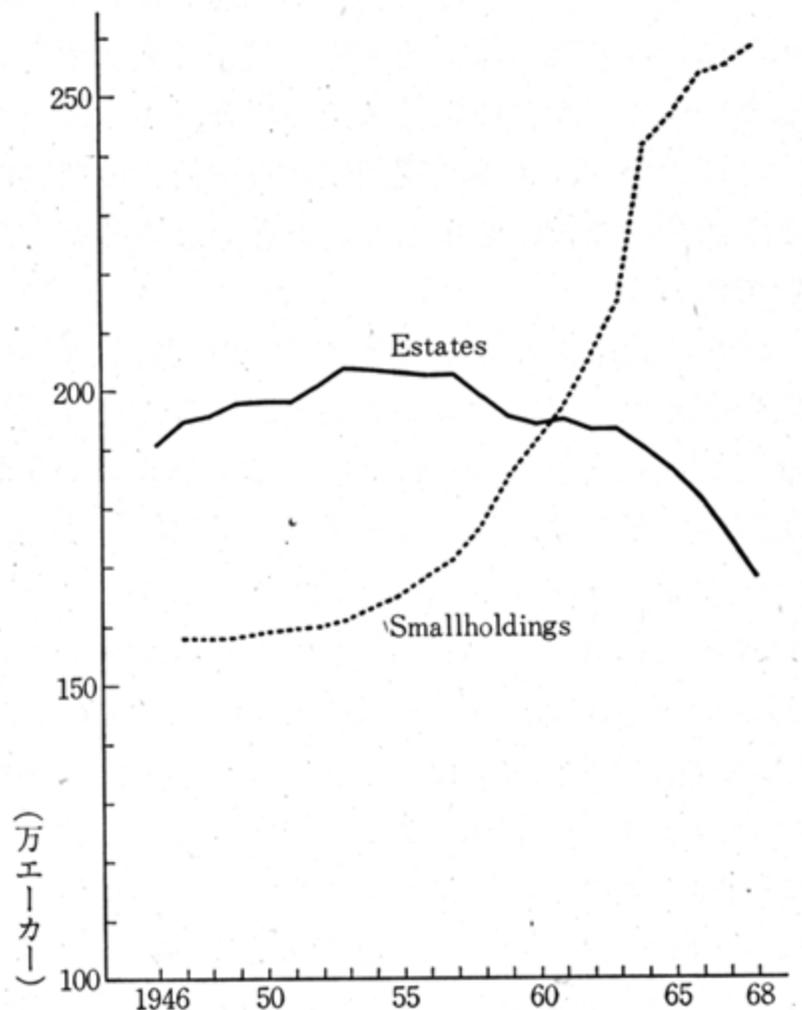


\* D. M. Figart, *The Plantation Rubber Industry in the Middle East*, 1925, p. 277; *Malaya, Rubber Statistical Bulletin*, 1941; *ibid.*, 1954.

は重大な挑戦に直面しているからである。

以上のような、約70年間のマラヤのゴム栽培業の発展の軌跡を、植付面積と生産量のグラフによって示すと、それぞれ第1図および第2図のようになる。なお、ここにエステートとスモールホールディングとあるのは、マラヤのゴム統計上の慣用語であって、前者は100エーカー以上、後者は100エーカー未満のゴム園をさす<sup>1)</sup>。したがって、後者は10エーカー未満ないし数エーカーの小農的経営を含むが、小農的経営そのものではない(本稿では混同を防ぐためこれを原語のまま使用する)。第1図Aのヨーロッパ人ゴム園の植付面積はエステートのことであるが、その全部ではない。アジア人園の植付面

第1図 B マラヤのゴム植付面積, 1946年～68年\*



\* *Malaya, Rubber Statistics Handbook*, 1962, 63, 68. (1964年以降は西マレーシア)

1) 戦後の *Rubber Statistics Handbook* によると、エステートの定義はゴム植付面積100エーカー以上の規模の園からゴム植付予定面積100エーカー以上の規模の園へとかわっているように思われる。

積はスモールホールディングのほかにも中国人及び日本人のエステートを含むからである。

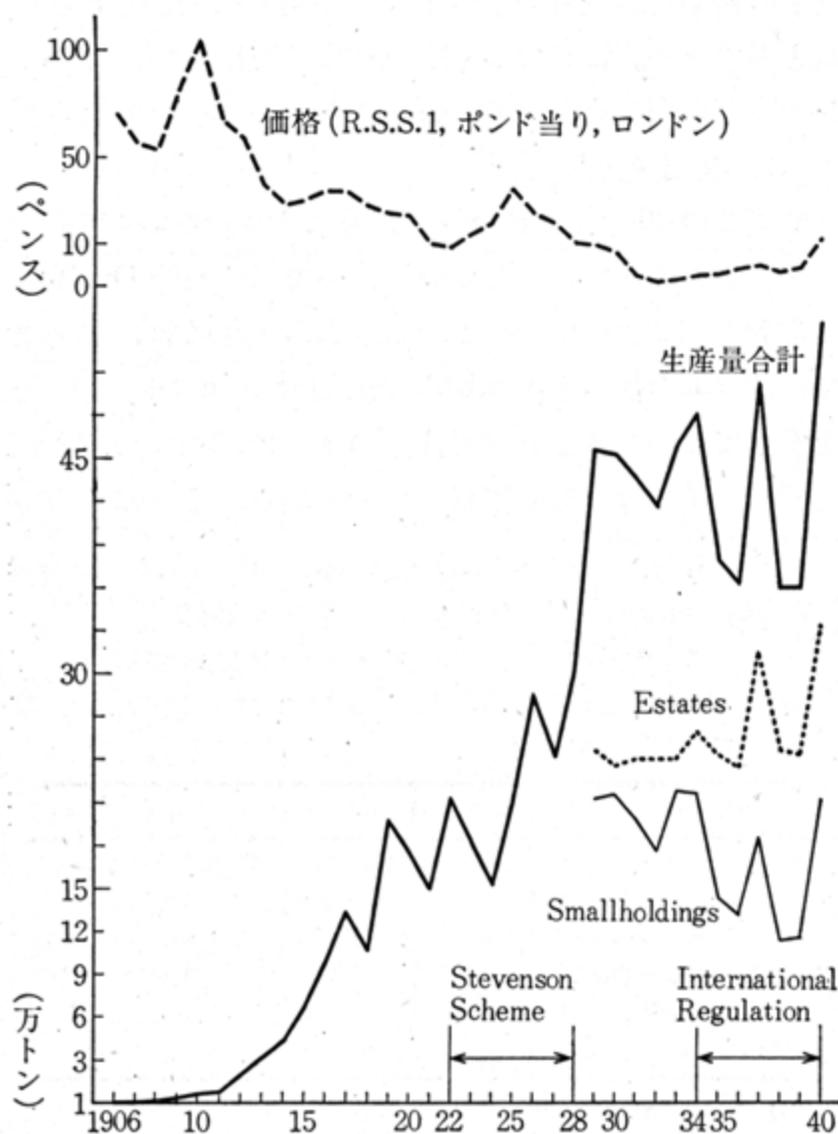
さて、マラヤ・ゴム栽培業に関する最初の本格的な研究といえる J. H. Drabble の著作は、Stevenson 計画による生産制限が始まる 1922 年までを対象とするものであるが、著者はこの時点までをマラヤ・ゴム栽培業史の

第 1 表 世界の天然ゴム生産における主要生産国の比率、1910~68年 (単位 1,000 トン)

	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1968 <sup>1)</sup>
マラヤ	6.7	51.0	53.6	38.7	37.3	35.4	39.9
インド	2.9	22.1	29.2	38.4	37.4	31.5	28.6
セイロン	1.7	8.6	9.2	6.4	6.1	4.8	5.7
タイ	neg.	0.1	0.5	3.1	6.0	8.4	9.8
インドシナ	0.2	0.9	1.2	4.5	2.6	5.6	3.1
英領ボルネオ	neg.	1.7	2.1	3.7	4.3	3.6	1.9
インド	0.2	1.9	0.2	1.2	0.8	1.2	2.6
その他 <sup>2)</sup>	87.7	9.6	4.0	4.0	5.5	9.5	8.5
総生産量	94.1	341.9	825.4	1,415	1,860	2,000	2,590.5

1) マラヤは西マレーシア、セイロンはスリランカ、インドシナはベトナムとカンボジア、英領ボルネオはサラワクとサバ。  
 2) ブラジル、アフリカ、その他。  
 (出所) Lim Chong-Yah, *op. cit.*, p. 94.  
 West Malaysia, *Rubber Statistics Handbook*, 1968, p. 151.

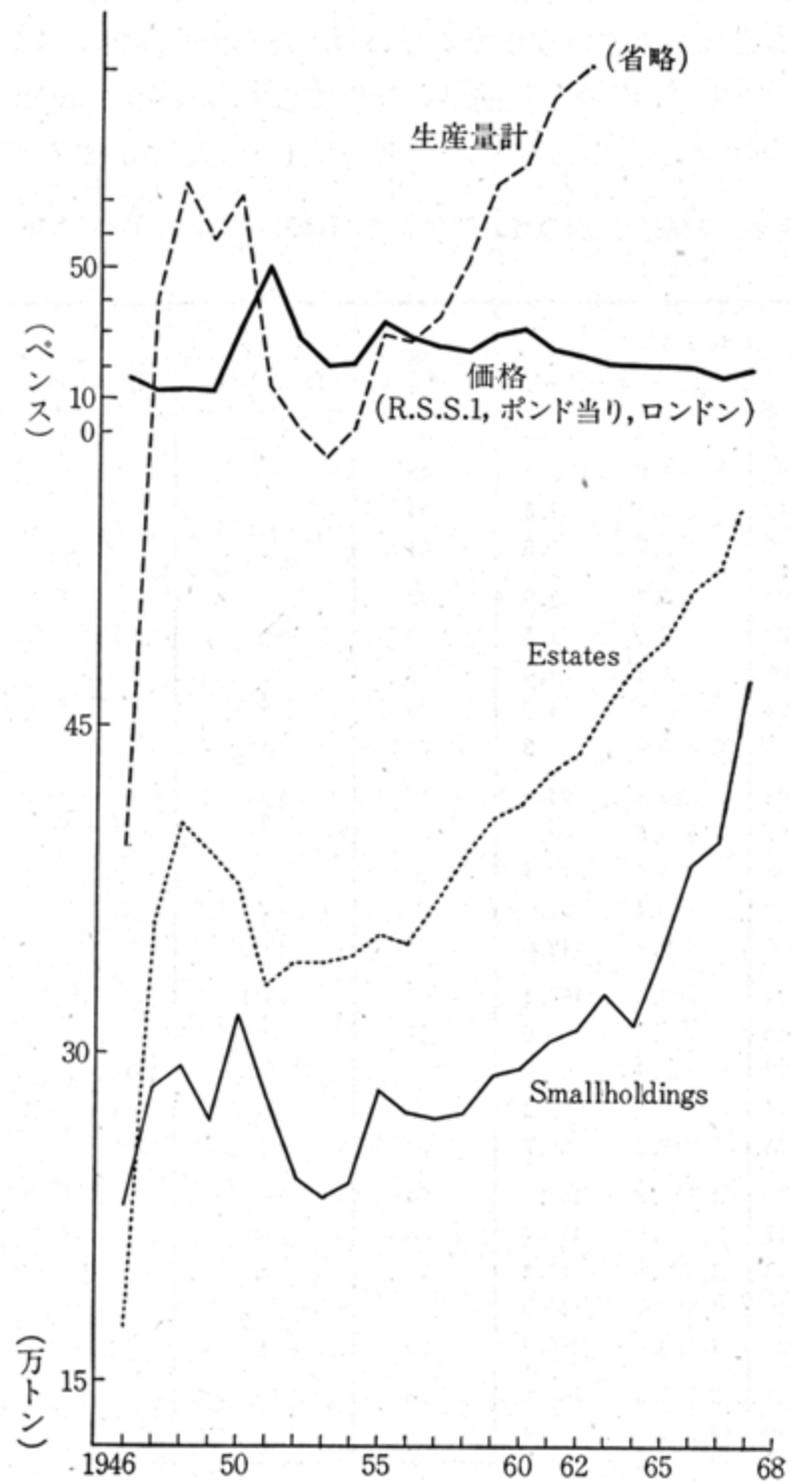
第 2 図 A マラヤのゴム生産量 1906~1940 年\*



\* Malaya, *Rubber Statistical Bulletin*, 1941; *Rubber Statistics Handbook*, 1863.

創生紀と名づけている<sup>2)</sup>。また 19 世紀と 20 世紀初期を通じてマラヤにおける種々の輸出用作物の生産の消長を跡づけた J. C. Jackson の著作は、輸出用作物としては最後に登場し定着するにいたるゴムについてやはり 1921 年までを対象に叙述し、この時点でマラヤのゴム栽培業におけるヨーロッパ人資本制企業の優位が確立していたことを示唆している<sup>3)</sup>。いずれも、20 年代初めの生産制限の開始をもってマラヤ・ゴム栽培業史の 1 つの画

第 2 図 B マラヤのゴム生産量 1946~68 年\*



\* Malaya, *Rubber Statistics Handbook*, 1953; *ibid.*, 1963; *ibid.*, 1968.

2) J. H. Drabble, *Rubber in Malaya, 1876-1922: The Genesis of the Industry*, Oxford University Press, 1973.

3) James C. Jackson, *Planters and Speculators: Chinese and European Agricultural Enterprise in Malaya, 1786-1921*, University of Malaya Press, 1968.

期とみているのであるが、創生紀に続く20年代、30年代のマラヤ・ゴム栽培業の展開、特に資本制ゴム園企業の発展を明らかにした研究は公けにされていない。もっとも、30年代の大不況と国際ゴム生産制限がエステートとスモールホールディングに及ぼしたいわば差別的な影響については、P. T. Bauerの注目すべき研究があり、マラヤのゴム栽培業においてスモールホールディングの評価が重大な問題の1つであることを示唆している<sup>4)</sup>。第2次大戦後の現状分析については、数多くの研究があることはあえていうまでもないが、なかでも注目すべきものとして、1950年代前半を対象にして、いわゆるagency houseが資本制エステート企業(その大部分はイギリス系)を経営代理制を通じて支配する状況を明らかにしたJ. Puthucheryの研究がある<sup>5)</sup>。

本稿は、1つには上記Puthucheryの研究を念頭において、イギリス系エステート企業の発展におけるagency houseの役割を歴史的に究明すること、いま1つには上記Bauerの研究に刺激されて、マレー人スモールホルダーの抱える問題を歴史的に究明することを意図するものである。しかし、この調査に利用しえた原資料は限られているため、本稿はむしろ若干の問題提起を含む覚書にすぎない。そのうえ、資料の集計作業に予想以上の日数がかかったことと紙数の制約のため、当初予定していた第2次大戦後の展開、特にエステート部門における支配の集中化傾向、については、これを別の機会にゆずらざるをえなかったことをあらかじめことわっておかねばならない。

第2表 初期発展期のゴム植付面積、1897~1922年(Drabble推計)

年	植付面積 (1,000エーカー)	年々の 新植付	価 格 (ポンド当 リベンス)	時 期 区 分	
				Drabble	Jackson
1897	0.3	—	42	1895	1895
98	1.8	1.4	48	↑	↑
99	3.2	1.5	51		
1900	4.7	1.5	51	初期の	開拓期
01	5.7	1.0	43	種まき	
02	7.2	1.5	40		↓
03	11.2	4.0	53	↓	1904
04	25.2	14.0	63		
05	55.4	30.2	75	1905	1905
06	129.8	74.4	70	1906	↑
07	193.5	63.7	56	↑	最初の
08	265.6	72.1	53	最初の	ブーム
09	287.4	21.8	85	果実	↓
1910	429.4	142.0	105	↓	1908
				1910	1909
11	596.5	167.1	66	1911	↑
12	701.1	104.6	57	↑	ブーム期
13	829.4	128.2	36	収穫増加	↓
14	878.5	49.2	28	↓	1912
15	947.2	68.7	30	↑	1913} 一時的
16	1,113.8	166.6	34	戦時	1914} 後退
17	1,231.8	118.0	34	供給	1915} 熱狂
18	1,307.0	75.2	27	↓	1917} 再現
19	1,432.0	115.0	25	1918	1918
1920	1,503.6	71.6	23	↑	↑
21	2,239.9	736.3	10	最適者生存?	価格低下
22	2,304.2	64.4	9	↓	と制限
				1922	↓
					1921

II. 植民地支配下のゴム栽培業の発展の概観

はじめに19世紀末から第2次大戦までの約40年間のマラヤにおけるゴム栽培業の発展を概観しておこう。上述したように、J. H. DrabbleやJ. C. Jacksonにしたがうならば、この40年間は、1920年代初めを境にして、前半の初期発展期と後半の生産制限期とに大きくわけることができる。ここでも一応それにしたがって、それぞれの時期の発展を概観することにしたい。

(1) 初期発展期

まずこの20年余りの期間に、マラヤのゴム植付面積が年々どのように増大していったかを示すためDrabbleの推計を第2表にかかげておこう(この表には、参考までに、ゴムの価格とDrabble及びJacksonの時期区分を示しておいた)<sup>6)</sup>。ただし注記のように、当時のゴム植付面積の統計はかなり不正確であるから、それにもとづ

5) J. J. Puthuchery, *Ownership and Control in the Malayan Economy*, Singapore, 1960.

6) この時代の東南アジア・南アジアの諸植民地におけるゴム植付面積の増加については、次のようなFigartの推計がある。(1,000エーカー)

地域	年			
	1898	1901	1911	1921年
マラヤ(1898) <sup>1)</sup>	2	11(6)	750(597)	2,240(2,240) <sup>2)</sup>
インドネシア(1903)			365	1,198
セイロン(1900)		4	270	440
インド・ビルマ(1904)			69	119
英領ボルネオ <sup>3)</sup> (1906)			35	107
インドシナ(1908)			19	80

1) 植付面積が記録される最初の年。  
2) マラヤの( )内の数字はDrabble, *op. cit.*, p. 215.  
3) 英領北ボルネオとサラワク。  
(出所) Figart, *op. cit.*, Table 127-8, 132, 142-3, 145-6.

1) 植付面積は、FMS, SS, JohoreなどのAnnual ReportsによるDrabbleの推計; カバレッジが州により異なるし、年が新しくなるほどよくなる。それから算出した年々の新植付面積はカバレッジがよくなったための増加をある程度含んだものである。  
2) 1897~1902年は1ポンド当りブラジル野生ゴム年平均価格(ロンドン, リヴァプール), 1903~06年は同じく栽培バラゴム, 1907~22年は1ポンド当り標準Ribbed Smoked Sheets(ロンドン)。  
(出所) Drabble, *op. cit.*, p. 213, 215; 1906~22年の価格はLim Chong-Yah, *op. cit.* p. 323.

4) P. T. Bauer, *The Rubber Industry: A Study in Competition and Monopoly*, London, 1948.

いた Drabble 推計もやはりそのままのみにすることはできない。それゆえなおさら、ゴムの価格変動——年間の変動も激しい——と新植付面積の増減とを、直接結びつけてみることは注意しなければならない。一般的に言えば、ゴムの新植付面積の増減は、それぞれの時点における価格の展望によって大きく左右されるにしても、その対応の仕方はエステートとスモールホールディングでは異なっており、さらに他の要因によっても規定される(たとえば、マラヤ植民地政府の土地規制、あるいは戦時の諸制限措置など)。こうした年々のゴム植付活動の展開については、Drabble の研究に詳しいので、ここでは繰り返さない。

ところで、以上のような 1920 年代初めまでのマラヤにおけるゴム植付面積の急激な増加を、エステートとスモールホールディングに分けて明らかにした統計ないし推計は公けにされていない。そこで次に、両者がそれぞれに発展をとげた結果として、この時期の終りにはどのような状態にあったのかを、第 3 表によってみておこう。これは、1921 年におけるマラヤの州別ゴム植付面積に関する Figart の推計であるが、一応の目安として利用することは許されるであろう。つまり、この表から当時のマラヤのゴム園について、大づかみに次の 2 つの特徴を指摘することができる。

第 1 の点は、ゴム園が西海岸諸州(ペリスを除く)に

第 3 表 マラヤの州別ゴム植付面積, 1921 年  
(単位 1000 エーカー)

	エステート		スモールホールディング		合計 植付面積
	植付面積	成熟林%	植付面積	成熟林%	
Perlis	n. a.	—	n. a.	—	2.0
Kedah	108.7	41.4	75.8	37.6	184.5
Perak	235.5	69.7	233.7	64.9	469.2
Selangor	282.6	73.3	116.9	61.5	399.5
Negri Sembilan	210.7	55.5	68.7	62.5	279.4
Johore	224.1	58.1	214.9	43.9	439.0
西海岸諸州計	1,061.6 <sup>1)</sup>	62.5 <sup>1)</sup>	709.9 <sup>1)</sup>	54.9 <sup>1)</sup>	1,773.5
Penang	48.5	71.2	45.7	30.4	94.1
Malacca	117.7	74.9	57.2	64.1	175.0
Singapore	33.7	58.2	21.3	45.2	54.9
海峽植民地計	199.9	71.2	124.2	48.5	324.1
Kelantan	n. a.	—	n. a.	—	33.4
Trengganu	5.6	28.4	1.5	n. a.	7.1
Pahang	36.2	39.9	50.8	42.1	87.0
東海岸諸州計	41.8 <sup>2)</sup>	38.3	52.3 <sup>2)</sup>	—	127.5
総計	1,303.3 <sup>3)</sup>	63.1	886.4 <sup>3)</sup>	53.1 <sup>4)</sup>	2,225.1

1) Perlis を除く。 2) Kelantan を除く。

3) Perlis と Kelantan を除く。

4) Perlis, Kelantan, Trengganu を除く。

(出所) Figart, *op. cit.*, Tables 129, 130, 131.

集中していることであって(マラヤの全植付面積の 80%), これに海峽植民地を加えると(95%), シンガポールからケダーまで西海岸沿いに南北の細長いゴム地帯を形成している。いうまでもなく、このことは、海峽植民地(特にシンガポール)を積出港とする交通網の発達と密接な関係がある。さしあたり鉄道だけについていえば、セラシゴール、ネグリ・センピラン、ペラを中心に最初のゴム・ブームが起こる 1905 年までに、これらの州の錫鉱業中心地とそれぞれの海港とを結ぶ路線が開通していたのであり、第 2 回のブームが西海岸ベルトに起こる 1909 年には、Johore Bahru(シンガポール対岸)から北上してそれらの路線を縦につなぎ、Prai(ペナン対岸)にいたる南北縦断路線が実現していたのである<sup>7)</sup>。錫鉱業の発達にともなう交通網の開発がゴム園の発展のためにいわば先行投資の役割を果たしたといえる。さらに、そうした錫の発展と併行して、19 世紀を通じて西海岸ベルトの各地で、種々の輸出用作物のための商業的農業が中国人及びヨーロッパ人栽培業者によって営まれていたことも<sup>8)</sup>、ゴム園の発展が西海岸ベルトに集中する重要な布石となった。こうして形成された西海岸ゴム・ベルトの優位は現在にいたるまで続くことになるのである。

第 2 の注目すべき点は、当時のゴム・スモールホールディングの植付面積がマラヤ全体のその 40% を占めていることである。総じて成熟林の比率からみると、スモールホールディングの植付はエステートよりやや遅れて開始されたことが判明するが、1921 年になると、ペラ、セラシゴール、ペナンでは両者の植付面積にあまり差がないまでになっている(植付面積の小さいパハンではスモールホールディングがより大きなウエイトを占めている)。要するに、この時期は、ゴム・エステートの著しい発展期でもあれば、ゴム・スモールホールディングの急激な台頭期でもあったのである。

ところで、第 3 表におけるエステートのゴム植付面積約 130 万エーカーのうちの 90% 余り、約 120 万エーカーはヨーロッパ人園のものと推定されている<sup>9)</sup>。すなわち、この時期のエステートの発展の主力はヨーロッパ人園にあったといえる。通説によると、ヨーロッパ人園がこうした急速度の発展をとげることが

7) 鉄道の開発はその後も続けられ、自動車道路の開発はゴム園の発展と併行して進んだ。Lim Chong-Yah, *Economic Development of Modern Malaya*, 1967, pp. 272-273, 277.

8) 前掲 J. C. Jackson の著書参照。

9) Figart, *op. cit.*, pp. 274-77.

年	新設会社数
1903	2
1904	6
1905	10
1906	27
1907	18
1908	5
1909	65
1910	80
1911	25*
1912	22*

\* 1911, 12年の2社は1910年設立の改組。  
Drabble, op. cit., p. 229

できたのは、主として株式会社組織によるエステート経営の発展ないし普及のおかげである。19世紀末から今世紀初頭にかけて、セランゴール、ネグリ・センピラン、ペラに散在するヨーロッパ人栽培業者のコーヒー園でゴムが試験的に栽培され始めるのであるが、そうした栽培業者は、単独または仲間(実業家を含む)と共同でエステートを所有することが多かった。これは個人資産的エステート proprietary estate と呼ばれる。しかし、1905年ごろから

のブームに乗って急速にゴム・エステートを拡張または新規開墾することは、この種の栽培業者の資力では不可能であった。そこで、イギリスにおいてゴム栽培を目的とする株式会社を新設し、その払込資本金によって既存園または新園予定地の買収資金と運転資金・拡張資金を調達する方法が急速に普及するようになる。イギリスからの資本の導入であるが、一般の栽培業者はロンドン資本市場で新会社を設立するだけの信用をもっていたわけではない。ここにその媒介者として agency house が登場する。しかし、agency house とは何か、どういう意味でその役割が重視されるのか、については、第2節で取り上げることにする。

いづれにせよ、マラヤでのゴム栽培のための株式会社がイギリスで続々と新設されていった。その数は、Drabbleによると、1903年から12年までの10年間で260社に達し、特に1909~10年のブーム期に著しく多い<sup>10)</sup>。13年以降は会社設立がほとんどみられず、19~20年になって13件あったことをDrabbleは指摘している<sup>11)</sup>。

以上のように、第1次大戦までにイギリス系の多数のゴム栽培会社が誕生したが、こうして導入された資本が生産的に機能するためには土地と労働力が確保されな

10) 当時のゴム栽培会社設立によるイギリスからの資本流入額に関して次のような数字がある。不足の36%は社内留保か非公募証券発行額でまかなわれたと推定されている。

	マラヤのゴム栽培会社 資本現在高の増加(A) (1,000ポンド)	マラヤのゴム栽培会社 新規証券発行額(B) (1,000ポンド)	(B) (A)%
1900~15	19,833	12,762	64

(Memorandum on Capital Investment in Colonial Territories, by RIIA, 1937, p. 26.)

11) 1919~20年にかけて、タイヤ・メーカーたるイギリスの Dunlop Rubber Co. とアメリカの U. S. Rubber Co. の子会社とが相ついでマラヤでゴム・エステートの経営に乗り出している。

ればならない。1906年つまり最初のブーム期にイギリスの投資家に対してマラヤとセイロンのゴム栽培会社を推奨したある案内書は、それがいかにアマゾンの野生ゴム採取より優れているかに焦点をあてて、1)南インドよりの安い労働力の導入、2)地質や排水・交通条件などにめぐまれた土地の容易な入手、3)欧人管理による優れた品質、4)輸出税の負担が皆無(セイロン)か僅かな従価税のみ(マラヤ)であること、をあげている<sup>12)</sup>。安い労働力の確保を第1の関心事としている点が注目されるが(土地は資本制エステートに有利な条件で払下げられた)、これについて若干の補足をしておこう。

安い労働力が南インドから大量に導入されたことは周知の事実であるが、それはすべて順調に進んだわけではない。当初はエステート相互間の労働者の引抜きが頻発した。エステートの経営者はそれが結局賃金水準の引上げを招くことを恐れて、インド人移民の大量導入を一元的に処理する公的機関の設置をマラヤ植民地当局に要請、これを受けて1907年には半官半民のインド人移民委員会が設置された。それ以後インド人移民の渡航費用はエステートを含む雇用主(政府も大口雇用主)から徴収され

第4表 生産制限期のゴムの植付面積と生産量, 1922~40年

年	植付面積(1万エーカー) <sup>1)</sup>			生産量(1万トン)			価格 <sup>2)</sup> (ペンス)		
	エステート %	スモール ホール ディング	合計	エステート %	スモール ホール ディング	合計			
1922	141	61	92	233			22	9	
23	143(2)	60	94(2)	237			18	15	
24	146(3)	60	95(1)	241			15	20	
25	148(2)	60	98(3)	246			21	35	
26	152(4)	59	99(1)	260			29	24	
27	162(10)	60	98(-1)	271			24	19	
28	170(8)	58	101(3)	294			30	11	
29	182(12)	61	112(11)	297	25	54	21	46	10
30	188(6)	62	117(5)	305	24	52	22	45	6
31	193(5)	61	122(5)	315	24	55	20	43	4
32	194(1)	60	128(6)	322	24	58	18	42	2
33	195(1)	61	126(-2)	321	24	52	22	46	3
34	201(6)	61	127(1)	328	26	55	22	48	6
35	202(1)	63	116(-11)	318	24	64	13	38	6
36	202(0)	63	121(5)	322	23	64	13	36	8
37	202(0)	61	127(6)	329	31	63	19	50	10
38	203(1)	62	125(-2)	328	25	68	11	36	7
39	210(7)	61	133(8)	343	24	68	12	36	9
40	211(1)	61	135(2)	346	33	61	21	55	12

1) 植付面積のあとの( )内数字は毎年の増加分。  
2) R.S.S.1のポンド当り価格(ロンドン)。  
(出所) Lim Chong-Yah, op. cit., pp. 328, 329.

12) Gow, Wilson & Stanton, Rubber Producing Companies, Having Properties in the Malay Peninsula & Ceylon, Showing Their History and Results, Jan. 1916, p. v.

た基金と臨時の政府補助でまかなわれ、基金の運営をまかされた同委員会は、種々の問題をかかえながらも第2次大戦まで存続、資本制ゴム園の発展と維持に大きな役割を果たした。

しかし、雇われる側からみた労働問題ははるかに深刻な様相を呈する。ある先駆的なゴム栽培会社の社史によると、空前のゴム・ブームにわたった1910年ごろ、マラリアによる死亡のためインド人労働者の数は3年間に半減するという有様であった<sup>13)</sup>。同社が率先採用した石油によるマラリア駆除法が十分効果をあげるのには1917年までかかったという。さらに、低賃金に加えて、早くも1921~22年には不況による解雇の続出という状態でこの時代は終りを告げるのである<sup>14)</sup>。

## (2) 生産制限期

ここではStevenson計画による生産制限が開始された1922年から第2次大戦当初の1940年までの約20年間を扱う。第1図に示したとおり、Stevenson計画による生産制限は1922~28年の期間継続され、ついで世界恐慌期をはさんで34年から第2次大戦にいたるまで国際ゴム統制が実施された。今世紀初頭から第1次大戦まで、その間にある程度の曲折をともしつつも、総じて上昇発展をとげてきたマラヤのゴム栽培業は、第1次大戦と戦後恐慌を媒介として、新しい局面、つまりたえず過剰生産におびえ、生産制限に追いこまれるという経営主体にとって不安定を局面に入る。この時代のゴムの植付面積と生産量の動向は第1図A、第2図Aのとおりであるが、それを数字によって簡略に示したのが第4表である。

まずこの表の価格の動きから明らかなように、20年代半ばには、生産制限の影響も加わって、価格がややもち直し、一時的な活況を迎え、それにともなって20年代

13) Highlands & Lowlands Para Rubber Company, *History of the Company, 1906-1956*, 1956, p. 5.

14) なお、ゴム・エステートの労働者はインド人に限らない。その総数と民族別比率は次のとおりである。

マレー連邦4州のエステート労働者の民族別比率(%)\*

	総数(千人)	インド人	中国人	ジャワ人	その他
1907	75.5	75.5	9.2	10.4	4.9
11	66.0	66.0	19.0	7.7	7.3
19**	67.0	67.7	25.8	3.3	3.2
20	74.3	74.3	18.9	4.1	2.7
21	77.8	77.8	16.4	3.7	2.1
22	77.2	77.2	17.4	3.1	2.3

\* ほとんどゴム・エステート。

\*\* この年が最多数。

(J. N. Parmer, *Colonial Labour Policy and Administration*, 1960, p. 273.)

後半には特にエステートの植付が活潑に行なわれている。他方、スモールホールディングにおける植付活動は必ずしもエステートのそれに対応せず、特に30年代の大不況期と国際ゴム制限期にはゴム園の植付けと放棄の間をゆれ動くかのような反応を示している。しかし、この時代を通じてエステートとスモールホールディングとのゴム植付面積の比率はほぼ一定しているにもかかわらず、生産量の比率は、34年から実施された国際ゴム制限期に入ると大きく変化し、エステートの比率が10%ないしそれ以上に増大している。マラヤに限定していえば、国際ゴム制限がスモールホルダーにより大きな犠牲を強いたことは明らかであろう。

20年代のStevenson計画による生産制限と30年代の国際ゴム生産制限とについては、それぞれ詳しい研究が公表されているから、ここではその要点だけを指摘することにしたい。まずStevenson計画による生産制限は、戦時中からイギリスのゴム栽培会社の代表者たちの間に芽ばえていたゴム価格の先行き不安が戦後恐慌に触発されて実現したものであり、その推進者はこれらの会社の利益団体であるRubber Growers' Associationとイギリス本国政府であった。イギリス政府は当初インドネシアを抱えるオランダ政府の同意を期待したが、それが得られないまま、マラヤとセイロンを対象として一定方式にもとづいて輸出量の規制する生産制限措置の実施にふみ切ったのである。この制限措置は1928年に廃止されたが、その最大の理由は、この期間に他のゴム生産国、特にインドネシアにおける植付けと生産を促進したからだとされている。事実、この措置が実施される直前の1921年、マラヤの生産量は世界の50.1%を占めていたが、最終年の27年には38.1%に低下、同じ期間にインドネシアの生産量は23.9%から38%へと増大している<sup>15)</sup>。もっとも、マラヤは制限解除後直ちに失われた優位をとりもどすのであるが、それとともに世界恐慌になげこまれる。

しかし、大不況の最悪の局面も終りかけた34年に国際ゴム生産制限協定が発効する。イギリスを中心とする関係国間の交渉に手間どったからである。参加国は、マラヤ、北ボルネオ、サラワク、セイロン、インド、ビルマを支配するイギリス、インドシナを支配するフランス、インドネシアを統治するオランダ、そしてタイであった。その制限方式として、参加国ごとに基準年(1929~32年)の生産能力に見合った輸出割当量が定められ、それを四

15) Lim Chong-Yah, *op. cit.*, p. 77.

半期ごとに調整するため国際ゴム統制委員会が設置され、(インドシナとタイには一定の特例が認められた)、1940年までが期限とされていたが、さらに3年間延長されることになった。その経過は一切省略するとして、この期間の終りにはインドネシアの生産量がマラヤのそれを上廻るまでになったこと(主に20年代のsmallホルダーによる活潑な植付活動の結果とみなされている)、しかしより注目すべき事実としてマラヤ内部では、smallホルダーの生産量、したがって輸出割当量が過少評価されていたことを指摘しておこう。さきの第4表にみられるsmallホルディングの生産量の比率の低下がそれである<sup>16)</sup>。

マラヤ植民地当局は、ゴム園用土地の払下げを、20年代には極度に制限、30年代には停止し、さらに34年からは既払下げ園での新植付も禁止した(30年代末に払下

第5表 マラヤの州別ゴム植付面積、1939年

(単位 1,000 エーカー)

	1939年未植付面積		
	estate	small holding	合計
Perlis	1.7	3.6	5.3
Kedah	216.4	96.6	313.0
Perak <sup>1)</sup>	314.6	269.8	584.4
Selangor	359.1	148.5	507.6
Negri Sembilan	290.5	105.5	396.1
Johore	556.6	384.5	941.1
西海岸諸州計	1,739.0	1,008.5	2,747.5
Penang, P. Wellesley	48.0	39.0	87.0
Malacca	128.8	71.1	199.9
Singapore	32.3	20.5	52.8
海峡植民地計	209.1	130.6	339.8
Kelantan	33.9	60.3	94.3
Trengganu	16.1	27.4	43.5
Pahang	102.1	98.6	200.7
東海岸諸州計	152.1	186.3	338.5
総 計	2,100.3	1,325.5	3,425.8

(出所) *Malayan Agricultural Statistics, 1939, Table 7.*

16) P. T. Bauer は、この時代のインドネシアのsmallホルダーによるゴム植付面積の拡大について次のような数字をあげている。

(1000エーカー)	1925年	1940年	1925年を100とした時の1940年の比率
マラヤ	2,641	3,481	132
セイロン	497	639	129
インドネシア			
エステート	980	1,567	160
smallホルディング	750	3,200	425
計	1,730	4,767	275
その他の全地域	540	1,370	254

げと新植付をわずか認めている)。こうした政策が、保留地に余裕のある、かつ植替えも実行しやすいエステートに有利なことはいうまでもない。第4表によると、この時代の植付面積の増加は、エステートが70万エーカー、smallホルディングが43万エーカーとなっている。

最後に、この時代を総括する意味で次の2点を補足しておこう。その1つは、30年代末の州別ゴム植付面積の分布で、第5表がそれである。これを前掲第4表と比べると、1921~39年の期間に、植付面積の増加率は、西海岸諸州が55%、海峡植民地が5%、東海岸諸州が166%、つまり東海岸諸州の伸びが著しい。それにもかかわらず、西海岸ゴム・ベルトのウェイトはやはり圧倒的に大きい。

いま1つは、エステート部門の植付面積に占めるヨーロッパ人園の比率の低下である。いま21年と39年を比較すると次のとおりである。このFigart推計には問題

	1921年 <sup>1)</sup>	1937年 <sup>2)</sup>	倍率
ヨーロッパ人園	120(92%)	157(75%)	1.3倍
その他園	10(8%)	53(25%)	5.3倍
		130万エーカー	210万エーカー

1) Figart, *op. cit.*, pp. 130-145.

2) *Malayan Agr. Statistics, 1939.*

があるが、一応の目安とみることは許されるであろう<sup>17)</sup>。そうだとすれば、ヨーロッパ人エステートにとって、この時代つまり生産制限期は、初期発展期におけるような外延的拡大よりも経営合理化の時期であり、総じてヨーロッパ人企業の陣営整備の時期であったと考えられる。ここにいう経営合理化の顕著な例としては、大不況期におけるエステート労働者の大量解雇や賃金切下げがあり<sup>18)</sup>、陣営整備というのは、agency houseによる経営

17) これとの関連で、1926年と1936年のマラヤのゴム・エステート植付面積について次のような推計をかかげておく。

	1926年 <sup>1)</sup>	1936年 <sup>2)</sup>
イギリス系	1,200(74.5)	1,439(72.2)
アメリカ系	20(1.2)	33(1.7)
その他	10(0.6)	18(0.9)
-----		
欧米小計	1,230(76.4)	1,490(74.7)
アジア人	380(23.6)	504(25.3)
エステート計	1,610(100)	1,994(100)

単位: 1,000 エーカー、( )内は%

1) G. Rae, 'The Statistics of the Rubber Industry,' *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 101, 1938, p. 319.

2) 'The Rubber Growers' Association', *Statistics Relating to the Rubber Industry, 1928*, p. 6.

代理制の侵透を意味する。特に両大戦間期において、agency house が経営代理制によって資本制エステートを支配している実態は明らかにされていないので、次に節を改めて検討することにしたい。

### III. 株式会社制エステートの発展と Agency House の役割

前節(1)で、今世紀初頭以降、マラヤのゴム・エステート経営のためにイギリスにおいて株式会社が設立されるに当って、海峡植民地(主にシンガポール)のいわゆる agency house がイギリスの投資家とマラヤの栽培業者とを仲介し、この新会社設立に積極的な役割を果たしたことを指摘した。これは既存の研究が一致して強調する点であるが、agency house が仲介者として具体的にどのような役割を果たしたのかは必ずしも明らかではないのである。そこで、最近になってこうした通説に対する批判的な問題提起がみられるので、この節では、マラヤの株式会社制エステートの発展における agency house の役割について検討を試みることにしたい。

まず agency house とは何か。M. Greenberg によると、19世紀イギリスの東洋貿易、中国やインドとの貿易において、それらの国の貿易港に店をかまえて、本国(初めは主にマンチェスター)から送られてくる一定の商品(初めは主に綿製品)の委託販売を手数料をとって引受けるイギリスの商人は agency house と呼ばれたのであるが、それがこの言葉の起源のようである<sup>18)</sup>。Greenberg は、彼らが、金融業者、手形仲買人、船主、保険代理業者などがかねていたことも、その特徴として指摘している。

それでは、マラヤ関係の agency house はどうか。実は、この言葉が現地で一般に使われてきたにもかかわらず、あるいはそれゆえにかえって、その意味が必ずしも

第6表 シンガポールの欧人6商社の代理業務, 1870~1911年

	保険	船舶	銀行	商品	経営 <sup>1)</sup>	政府	合計
1870	24	1	6	0	2	1	34
1875	..... n. a. ....						
1880 <sup>2)</sup>	(20)	(5)	(7)	(0)	(0)	(1)	(33)
1885	48	18	7	1	5	2	81
1890	49	28	7	4	9	3	100
1895	63	30	11	11	10	3	129
1901	65	34	9	38	9	3	158
1906	70	47	10	89	13	4	233
1911	74	57	11	144	75	4	335

1) 東南アジアで操業する会社の代理業務  
2) 5社の件数(この年だけ, 1社は不明)  
(出所) Chiang Hai Ding, *op. cit.*, p. 254.

はっきりしないのである。ごく一般的にいえば、それは、長年にわたって海峡植民地(特にシンガポール)とイギリスないしヨーロッパとの貿易に従事してきたイギリス系(ときにイギリス以外のヨーロッパ系)商社をさしている。たとえば、シンガポールの代表的な貿易商社、agency house といわれる Guthrie & Co. は1821年、Boustead & Co. は1828年にそれぞれ設立されている。したがって、当初から両者とも Greenberg が agency house の特徴とみた委託販売に従事してきたものと考えられる。これに対して、20世紀にはもっとも代表的な agency house の1つとみなされる Harrisons & Crosfield は、1844年に Liverpool で茶及びコーヒーの卸売業者として創業、19世紀を通じて茶の貿易で活躍するが、東洋にいわば上陸するのは19世紀末にセイロンで支店と茶のエステートを開いてからであり、マラヤに進出するのは今世紀初めからにすぎない<sup>20)</sup>。

いづれにせよ、海峡植民地ないしマラヤで貿易商社が agency house と呼ばれるのは、通常の輸出入貿易と並んで、各種の代理業務を営むからであろう。そうした代理業務の具体例として、19世紀70年代から今世紀初期にかけてシンガポールの有力な6商社(前記の Guthrie と Boustead を含むが、Harrisons & Crosfield は入らない)の場合を示すと、第6表のとおりである<sup>21)</sup>。この表にある「商品」の代理業は、上記 Greenberg のいう委託販売に当るが、この時代になると、イギリスないし

20) この会社の簡単な社史がある: Harrisons & Crosfield, *One Hundred Years as East India Merchants, 1844-1943*, n. d.

21) Chiang Hai Ding, "Sino-British Mercantile Relations in Singapore Entrepôt Trade, 1870-1915," in *Studies in the Social History of China and South-east Asia*, ed. by J. Ch'en, 1970, p. 254.

18) 大不況期におけるエステート労働者の大量解雇は次の数字によって明らかであろう。

マレー連邦4州のエステート労働者数<sup>1)</sup>(1,000人)

	インド人	中国人	ジャワ人	その他	総計
1922	123	28	5	4	105
29	181	66	5	7	259
30	133	31	4	2	170
31	105	33	3	2	143
32	90	31	2	2	126
33	96	35	2	3	137
34	110	40	3	4	166
38	137	29	2	3	171

1) J. N. Parmer, *op. cit.*, p. 273.

19) M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800-42*, 1951, pp. 144-52 参照。

ヨーロッパの特定の会社の製品について一定地域内での独占的な販売権をもつ場合である。しかし、この表の「経営」代理業は、注をみる限り、本来の経営代理権をもつ場合を必ずしもさすとは考えられない。シンガポールの商社が、東南アジアで原料・食料を生産するイギリス系またはヨーロッパ系の会社の生産物の販売代理権だけをもち、経営代理権をもたない場合があるからである。つまり commercial agency と managing agency とは必ずしも一致しないのである。この点はのちに重要な問題点となることをあらかじめ指摘しておく。

さて、今世紀の初めに agency house がイギリスでのゴム栽培会社の設立に積極的に関与するというのはどういう事実をさすのかを検討してみよう。ただし、入手しうる資料は限られている。すなわち、Guthrie & Co., Harrisons & Crosfield, そして同じくイギリス系の代表的な agency house である Thomas Barlow & Bro. (そのシンガポールの子会社は Barlow & Co.) の例である。それはいづれも、前世紀末のコーヒーの価格暴落によって打撃を受けたコーヒー園をゴム園へ転換しこれを発展させるための新会社設立の場合である。のちの行論の必要上 Guthrie の例をやや具体的にのべておこう<sup>22)</sup>。すなわち、Guthrie は、金融難に陥った Linggi Liberian Coffee 社(1895年設立)に対し、そのコーヒー園の一部に植付けられたゴムの樹の成熟・出荷に注目して1904年に融資を行ない、翌年同社が改組増資してゴム園を主目的とする Linggi Plantations に転換するに当り、シンガポールの Guthrie 本社が Linggi 社の代理会社を、ロンドンの Guthrie (シンガポール本社に対応するロンドン事業所)が Linggi 社の秘書会社 secretarial firm をそれぞれ引受け、かつロンドン Guthrie の取締役が同社の取締役として参加する (Guthrie は同社の増資の一部を引受けたと考えられる)。なお、Guthrie が新 Linggi 社の代理会社となった場合、資料はその代理業務の内容を正確には記録していない。Guthrie が商業的代理業務として、Linggi 社の生産物ゴムの販売と、その必要とする物資(同じころの Barlow & Co. の例から推測すると、機械類から労働者用の米までも含むと考えられる)の購入を引受け、それぞれ 2.5% の手数料を受取ることは指摘されているが、経営代理権については言及されていない。しかし、翌年には Guthrie 本社の会長が Linggi 社の取締役となっているから、事実上 Linggi 社

の経営を支配していたとみられる。

そのうえ、Linggi 社は増資によって調達された資金をもって次々と新しい土地(そのなかには Guthrie 会長の個人資産であった土地も含まれている)を購入、さらに別のゴム栽培会社を設立し、これに Linggi 社の新規購入地の一部を売却、その新会社には Guthrie 系の取締役を送りこむ、という経過を辿っている。つまりこの過程で Guthrie もその重役個人も利益をあげるとともに、Guthrie が掌握するゴム栽培会社もふえてゆくのである。これは、有力な agency house が豊富な蓄積資金を利用して、当時脚光をあびつつあった工業原料ゴムのブームに積極的にコミットした例であるが、Harrisons & Crosfield もこれに近い積極策をとっている。

ところで、上記の例に出てくる秘書会社 secretarial firm というのは、委託会社の株式の登録、取締役会の開催に関連する手続、その他の法律上必要な事務を処理する会社をさす<sup>23)</sup>。イギリスで設立されたゴム栽培会社は、例外なく、ロンドン(ときにグラスゴウなど)にこの種の秘書会社をおいている。さきの Linggi 社の例でいえば、シンガポール Guthrie はそのマラヤ現地における代理会社であり、ロンドン Guthrie はそのイギリスにおける秘書会社である。けれども、一般の agency house は、Guthrie のように、あるゴム栽培会社に対して両方の業務を引受けるとは限らないのである。

実はこの点がさきにのべた、通説に批判的な R. T. Stillson の見解と関連するので、次に Stillson 説を検討しておこう。第7表は、Stillson が自説を実証するものとして利用した推計である。Stillson によると、イギリスでマラヤ関係ゴム栽培会社の新設される場合、その株式の発行業務を引受けたのは、マラヤの agency house か通常の発行商会である。そのどちらが実際に新会社の株式発行の責任をとったかを調べるためには、新設されたマラヤ関係ゴム栽培会社の秘書会社が agency house であるか否かを確かめればよい。秘書会社に指名されるのは株式発行業務を担当したからである。こういうわけで、Stillson は年々の *Stock Exchange Year-Book* をチェックし、あわせて agency house と発行商会とがそれぞれに関与した新会社の授権資本額または既存会社のその増加額を集計する。その成果が第7表であるが、この時代には授権資本額で表現される agency house の新会社設立に占めるウェイト——Stillson はこれをゴム裁

22) S. Cunyngham-Brown, *The Traders*, 1971, p. 182 ff.

23) G. C. Allen & A. G. Donnithorne, *Western Enterprise in Indonesia and Malaya*, 1957, p. 53.

第7表 イギリスのマラヤ・ゴム園への投資と  
Agency House, 1904~22年

	エステ ート数	授權資本額 <sup>1)</sup> (1,000 ポンド)	Agency <sup>2)</sup> House 関係 (1,000 ポンド)	その%
1904	6	192.0	137.0	71.4
1905	14	585.0	255.0	43.6
1906	28	2,140.0	1,225.0	5.7
1907	19	1,310.5	534.0	39.0
1908	12	361.5	50.0	13.8
1909	94	5,710.0	2,490.0	42.3
1910	98	8,012.0	2,870.0	33.9
1911	44	4,602.0	1,740.0	37.8
1912	37	2,555.0	900.0	35.2
1913	21	922.5	327.5	30.0
1914	5	335.0	185.0	55.2
1915	3	183.0	157.0	85.8
1916	1	16.2	1.0	6.2
1917	1	58.0	8.0	13.8
1918	2	383.0	120.0	31.3
1919	24	6,541.0	2,723.0	41.3
1920	37	14,544.0	6,874.7	47.0
1921	6	394.1	107.5	23.5
1922	1	82.2	62.3	75.7

1) ロンドン資本市場での年々のマラヤ・ゴム園関係新設会社の授權資本額、及び既存会社のその増加額

2) マラヤの Agency House と確認された, Guthrie & Co., Harrisons & Crosfield など 20社が secretarial firm となっているマラヤ・ゴム栽培会社の授權資本額の新規及び増加分

(出所) R. T. Stillson, *op. cit.*, p. 594.

培会社への投資額のウェイトとみている——は通説の主張するほど大きくはないのである。すなわち, agency house の占める比率は, 年々変動する(不況年に小さく, 景気後退年に比較的大きい)が, 全体として 38.5% にすぎない。要するに, 比較的活況の続いた 1922 年までの時期には, ロンドン資本市場におけるマラヤ関係ゴム会社の新設は現地事情に詳しい agency house の仲介がない場合も比較的容易に行なわれたのであり, むしろ不安定な 20 年代に agency house のウェイトがまし, したがって 30 年代初めには agency house によるマラヤのゴム・エステートに対する支配が実現する。以上が Stillson 説の要点である。

どうやら Stillson は, この時期のマラヤ関係ゴム会社の新設はすべて agency house の仲介によって行なわれたとか, したがって agency house は新会社のエステートの経営代理も秘書役も引受けることになるといった理解が通説だとみているらしい。Drabble も指摘しているとおおり, そういうことはありえない。といって, Stillson の提示した agency house のウェイトなるものがどれほど正確かについては疑問がある。Stillson はマラ

ヤ関係ゴム会社の秘書会社のなかから agency house 20 社を確認, 残りはすべて通常の発行商会とみている。筆者の乏しい知識でも, この 20 社だけではいくつかの脱落がある<sup>24)</sup>。そのうえ, Stillson は, agency house がゴム栽培会社の秘書会社と代理会社をかねる場合, 後者の代理業務として商業的代理業務と経営代理業務が常に結びついているかのようにみている。すでに指摘したとおり, これは誤りである。さらに, 1930 年代初めには agency house がマラヤのゴム・エステートを事実上支配するにいたったと Stillson は断言しているが, その根拠を示しているわけではない。

以上のような問題点を念頭におきながら, 1910 年代後半と 1930 年代後半に, agency house がマラヤのイギリス系ゴム栽培会社において占める地位を明確にするため, ロンドン証券取引所上場のマラヤ・ゴム栽培会社(大部分はイギリス系)を対象として, 秘書会社別及び経営代理会社別にグループ化し, それぞれのゴム植付面積を集計した結果を, 第 8 表 A, B 及び第 9 表 A, B によって提示しておこう。なお, このような年次の選択はたまたま入手しえた資料からきていること, さらに, その資料の性格上表に示された数字はかなり不正確なものであることをあらかじめことわっておかねばならない。それにもかかわらず, これらの表によって agency house のおよその位置づけを行なうことはできるはずである。

さて, 第 8 表 A は, *Financier Rubber Handbook*, 1918 年版に記載されているゴム栽培会社のうちマラヤにゴム園をもつ全会社 266 社を秘書会社ごとにまとめ, 各グループの会社数とゴム植付面積を示したものであるが, 同じ秘書会社に属するマラヤ以外の地域(セイロン, スマトラ, ジャワなど)のゴム栽培会社の植付面積もあわせて示しておいた。まず, この 266 社のゴム総植付面積 32 万エーカーは, 当時のマラヤのヨーロッパ人ゴム園植付面積のうちでどれほどのウェイトを占めるかが問題であるが, これは明らかにしえないのである。たとえば, Figart 推計によると, ヨーロッパ人ゴム園の植付面積は 1917 年に 95 万エーカー, 18 年に 105 万エーカーとなっている。しかし, マラヤのゴムの総植付面積について, Figart 推計と Drabble 推計を比べると, 前者が 17 年では 35 万エーカー, 18 年では 46 万エーカーも多い。Figart 推計は明らかに過大評価と思われる。したがって, 第 8 表 A の 266 社 32 万エーカーは, 当時のヨ

24) たとえば, Bright & Galbraith; Shand, Haldane など。

第8表 A 秘書会社別ゴム栽培会社グループ, 1917/18年(単位1,000エーカー)

秘 書 会 社	マ ラ ヤ		その他地域		計		その他地域別会社数 <sup>1)</sup>						
	会社数	植 付 面積	会社数	植 付 面積	会社数	植 付 面積	J	S	C	I	Br	O	計
1. Harrisons & Grosfield	19	37.9	20	64.9	39	102.8	5(1)	10	5(1)	4(2)			24(4)
2. Guthrie & Co.	12	33.7	5	9.9	17	43.6		2			1	2	5
3. F. E. Maguire	8	21.1			8	21.1							
4. Thomas Barlow & Bro.	10	19.4	2	1.9	12	21.3	1				1		2
5. Lyall, Anderson & Co.	8	15.0	6	5.2	14	20.2	1(1)	1	6(1)				8(2)
6. Bright & Galbraith	11	13.7	2	1.9	13	15.6		2	1(1)	1(1)			4(2)
7. Henry Gunter	6	13.6											
8. Br. N. Borneo Rubber Trust	4	13.5	1	1.1	5	14.7	1						1
9. W. Hector Thomson	3	12.7	1	7.2	4	19.9		1					1
10. McDonald, Stew. & Stew.	6	12.4	1	1.0	7	13.3					1		1
11. Naftel & Rutherford	6	11.9	1	0.8	7	12.7						1	1
12. George Yule	4	11.2											
13. Gibson & Anderson	5	10.9			5	10.9							
14. Rubber Estate Agency	7	9.2	15	23.3	22	32.5	4	6(1)	3(1)	1		3	17(2)
15. Boustead Bro.	7	8.7	3	2.4	10	11.0			2			1	3
16. R. G. Shaw & Co.	3	8.4	2	4.4	5	12.8			1			1	2
17. Taylor, Noble & Co.	5	7.9	4	3.2	9	11.1	1		3				4
18. Edward Boustead	5	7.9											
計	129	269.3	63	127.2	177	363.7	13(2)	22(1)	21(4)	6(3)	3	8	73(10)
その他 78 グループ計	137	209.4	65	87.0	123	168.7	9	8	30(1)	9	2	9(1)	67( 2)
総 計	266	478.7	128	214.2	300	532.4	22(2)	30(1)	51(5)	15(3)	5	17(1)	140(12)

1) その他地域記号: J ジャワ, S スマトラ, C セイロン(現スリ・ランカ), I インド, Br 英領北ボルネオ(現サバ), O その他(東アフリカ 6, ジャワとスマトラ以外のインドネシア 5, ビルマ 3, その他 3); ( )内はゴム園のない会社数。

(出所) The Financier & Bullionist, The Financier Rubber Share Handook, 15th ed., June 1918; The Stock Exchange Year-Book, 1919(これはチェックのために使用)

ヨーロッパ人ゴム園の植付面積の半分に近いのではないかと程度のことしかいえない。それはとにかくとして、この表にある秘書会社 18 社は、4 社を除くと、Stillson のいう agency house に当る。つまり、当時のゴム植付面積順に上位を占める秘書会社グループのほとんどは agency house グループでもある。そのなかでは、Harrisons & Crosfield (以下 H. & C. と略す), Guthrie, T. Barlow の各グループが上位を占めているが、それらのゴム植付面積はまだそれほど大きくはない。ただし、H. & C. グループのゴム植付面積はスマトラその他を加えると、すでに 10 万エーカーを超えている。

この秘書会社別グループについて注目すべき点は、同じグループ内のほとんどの会社の取締役を 1 人か 2 人の人物が兼任する場合は圧倒的に多いことである。H. & C. と Guthrie の両グループの場合は、H. & C. グループの 2 社を除き、各グループ内の全会社の取締役にそれぞれ H. & C. ないし Guthrie の取締役か幹部が配置されて

いる(H. & C. も Guthrie も自己のグループに属する全会社の資本に多かれ少かれ参加している)。いいかえると、この両グループの場合、各グループ内会社の重役布陣を一瞥するだけで、秘書会社、つまり有力な agency house がグループの中核的存在であることが判明する。その他のグループについては、肝心の秘書会社自体の取締役を確認することが困難なため断定できないが<sup>25)</sup>、やはり秘書会社がグループの中核となっているように思われる。このことは、しかし、どの秘書会社もそのグループ内のゴム栽培会社に対して同じような支配力をもっていることを意味しない。H. & C. や Guthrie の場合、傘下のゴム栽培会社に対して秘書機能と経営代理機能とを行使する点で、ほかの多くの秘書会社と異なるからである。この点を明らかにするために、第 8 表 B をみてみよう。

第 8 表 B は、同じ資料によって、マラヤのゴム栽培会社を経営代理会社別にグループ化し、各グループの植付面積を示したものである。ただし、原資料の経営代理会社についての記事はかなり不正確であり、省略も多いので、この表によってイギリス系ゴム栽培会社における経営代理制の普及の程度を考えるのは早計である。ただ、

25) 年々の Stock Exchange Year-Book には、これらの秘書会社ないし agency house はほとんど記載されていない。それらは、株式会社でないか、そうであっても株式を公開しないためと思われる。

重要な agency house, H. & C. や Guthrie の場合は、別資の料によって補足しておいたので、かなり正確なはずである。ところで、第8表AとBを比べてみて直ちに明らかのように、H. & C. や Guthrie などの一部を除けば、グループの名称が違っている。あるゴム栽培会社に対する秘書会社と経営代理会社が同じでないことがむしろ多いからである。

まず、第8表Bでも最上位を占める H. & C. グループについてやや詳しく説明すると、この表は、H. & C. を

第8表 B 経営代理会社別ゴム栽培会社グループ, 1917/18年(単位1,000 エーカー)

経営代理会社	会社数	植付面積
1. Harrisons & Crosfield	23	41.6
2. Guthrie & Co.	15	40.6
3. Cumberbatch & Co.	17	27.2
4. Barlow & Co.	11	21.3
5. Whittall & Co.	12	19.3
6. Société financière*	4	17.5
7. Macgregor & Mansergh	6	12.8
8. East Asiatic Co.	1	10.8
9. Macfadyen & Wilde	4	9.2
10. Paterson, Simons & Co.	2	5.9
11. Sime, Darby & Co.	1	5.4
12. Kennedy & Co.	1	4.4
13. Boustead & Co.	4	3.9
14. Barker & Co.	2	3.0
計	103	222.9
その他6グループ計	6	4.8
総計	109	227.7

\* Société financière des Caoutchoucs.  
(出所) The Financier & Bullionist, *op. cit.*

ンドン本社が秘書業務を担当しているゴム栽培会社19社(A表)のほかに、別の3つの秘書会社グループにそれぞれ属する4社を加えた合計23社に対して、クアラルンプールの H. & C. 支店が経営代理を担当していることを意味する。つまり、H. & C. ははじめの19社を秘書機能と経営代理機能の二重の仕方で掌握している。あとの4社は、経営代理を委託することによって H. & C. グループに加っているが、4社の重役陣のなかに H. & C. の代表と思われる人物は確認できない。したがって、この4社に対する H. & C. の支配はさきの19社ほど強くないと考えられるが、H. & C. の一元的な経営政策に服する限り、この4社を加えた23社が H. & C. の直接の勢力範囲とみてよいであろう。それをゴム植付面積ではかれば、この時点では4万エーカー余りということになる。ほぼ同じようなことは、Guthrie グループや T. Barlow(マラヤの子会社 Barlow & Co. が経営代理業務

を担当)グループについてもいえる。

第8表Bには、以上のような有力な agency house について、かなり多数のゴム栽培会社の経営代理を引受けている会社が登場する。2つの、ともにセイロンに起源をもつ商社兼経営代理会社、Cumberbatch と Whittall である。いま Cumberbatch が経営代理を引受けている17社について、それぞれの秘書会社を調べてみると、第8表Aに出ている Lyall, Anderson など、さきに引用した Stillson がいう agency house が多い。つまりこれらの agency house は、マラヤのゴム栽培会社の秘書役を引受けているが、経営代理を引受けているわけではない。あるいは、経営代理機能と区別された商業代理機能を引受けているのかもしれない。たとえば、やはり第8表Aに出ている Bright & Galbraith (これは Stillson の agency house のリストからもれている)は、いくつかのマラヤのゴム栽培会社に対する secretaries & agents であることが原資料の広告欄に出ているが、そのうちの2社は、原資料によると、Cumberbatch が経営代理会社 agents を引受けている。この場合、同じゴム栽培会社に対して、前者が商業代理業務、後者が経営代理業務を引受けているとみることもできるし、あるいは両者の間になんらかの商業的取決めがあるのかもしれない。いづれにしても、これまでのべてきたことから、一般に agency house がゴム栽培会社の秘書業務を担当していれば、当然に経営代理業務も担当すると考えるのは誤りであること、しかし H. & C. や Guthrie はまさにそうであること、はもはや明白であろう。

第8表Bにはいま1つタイプの違った経営代理会社がみられる。すなわち、MacGregor & Mansergh, MacFadyen & Wilde, さらに Sime, Darby など、ゴム栽培業者出身の技術専門家が結成した会社である。だから、経営代理といっても、主に栽培技術の指導と助言を行なう。この2番目の会社の代表者 Eric MacFadyen は当時栽培技術の専門家としてきこえた人物であるが、すぐあと、1919年に H. & C. の取締役役に就任、H. & C. を土台にやがてロンドンの Rubber Growers' Association を動かすゴム産業界の大物となる。さらに、Sime, Darby は1926年にロンドンの商社 R. G. Shaw と合併、その結果誕生した Shaw, Darby はマラヤの有力な agency house の1つになる。またこの時代には、イギリス系の多くのゴム栽培会社は、栽培業者上りの技術専門家にゴム・エステートの巡回指導を委託している。E. MacFadyen もその1人であった。そういう会社は、経営代理制をとっていない場合が多いようである。しかし、

第9表 A 秘書会社別ゴム栽培会社グループ, 1937 年ごろ(単位 1,000 エーカー)

秘 書 会 社	マ ラ ヤ		その他地域		計		その他地域別会社数 <sup>1)</sup>						
	会社数	植付面積	会社数	植付面積	会社数	植付面積	J	S	C	I	Br	O	計
1. Guthrie & Co.	17	132.0	5	12.7	22	144.8		2				2	5
2. Harrisons & Crosfield	16	97.1	20	147.4	36	244.5	4	13	1	1	1		20
3. Eastern Industries	9	56.6	6	20.0	15	76.6	4	2					6
4. Rubber Estate Agency	16	41.9	16	43.1	32	85.0	5	8	2	1			16
5. Shaw, Darby & Co.	9	34.3	1	3.6	10	37.9						1	1
6. Thomas Barlow & Bro.	12	31.9	2	2.9	14	34.8	1					1	2
7. Henry Gunter	4	30.1			4	30.1							0
8. W. B. Gauld	2	30.1			2	30.1							0
9. F. Trenouth	6	29.3			6	29.3							0
10. E. Boustead & Co.	9	28.5			9	28.5							0
11. Boustead Bros.	9	26.4	2	1.1	11	27.5			2				2
12. Bright & Galbraith	11	24.2	2	3.1	13	27.2		2					2
13. Lyall, Anderson & Co.	7	18.6	6	8.8	13	27.4		1	5				6
14. Burt, Taylor & Co.	5	17.8	6	17.5	11	35.3	5					1	6
15. R. L. Spicer & Co.	2	17.1	1	1.5	3	18.6	1						1
計	134	615.7	67	261.8	201	877.5	20	28	10	2	2	5	67
その他 38 グループ計	172	427.4	77	192.0	249	619.5	4	2(1)	8(1)	2	1	4	21(2)
総 計 85 グループ	306	1,043.1	144	453.8	450	1,496.9	24	30(1)	18(1)	4	3	9	88(2)

1) その他地域記号: J ジャワ, S スマトラ, C セイロン(現スリ・ランカ), I インド, Br 英領北ボルネオ(現サバ), O その他(ジャワとスマトラ以外のインドネシア, ビルマ, その他); ( )内はゴム園のない会社数  
(出所) Mincing Lane Tea and Rubber Share Brokers' Association, *Rubber Producing Companies-1938*; *The Stock Exchange Official Year-Book*, 1938.

MacFadyen や Sime, Darby の例が示すように, 有能な栽培技術指導家ないしその会社は 20 年代を通じて次第に有力な agency house に吸収されてゆき, それとともに agency house の経営代理制も発展をとげる。この過程を景気の変動に即して述べることは資料的に困難であるから, 次にいきなり 1930 年代後半の一定時点において, 上記と同じような手法で agency house の位置づけを試みよう。

第9表 A, B がそれぞれであるが, 表の作成手続きは第8表の場合と同じであるから繰り返さない。ただし, 利用した資料が違いため A と B の年次とカバレッジにずれがある。まず第9表 A によれば, *Rubber Producing Companies* 1938 年版はイギリスで設立されたマラヤのゴム栽培会社 306 社を記載しているが, そのゴム植付面積は 104 万エーカーとなる。1937 年ごろのマラヤのゴム・エステートの植付面積は 202 万エーカー(第4表), そのうちヨーロッパ人園のそれは約 150 万エーカーと推定されるから, この表の 104 万エーカーはその 70% 近く(26)。

26) *Malayan Agricultural Statistics, 1931-35*, 39 及び *Malayan Year Book, 1938* によって, 1937 年のヨーロッパ人エステートのゴム植付面積を約 150 万エーカーと推定。また, 1931/32 年段階の調査報告によれば,

さて, 第9表 A (1937 年ごろ)の秘書会社グループについて, 第8表 A (1917 年ごろ)との比較によって直ちに気付く点を 2 つほど指摘しておこう。すなわち第1に, Guthrie と Harrisons & Crosfield が, 順位は入れ替ったが, やはり最上位を占めていることであり, 第2に, それらについて, Eastern Industries, Rubber Estate Agency, Shaw, Darby が新たに上位を占めるようになったことである。いまそれぞれの場合について, 少し補足してみよう。まず Guthrie は, 1917 年当時のグループ 12 社を 37 年にもそのまま保持, さらに 20 年代前半

ヨーロッパ人エステートのゴム植付面積の 92% は株式会社組織によるエステートのものである(D. H. Grist, *Nationality of Ownership and Nature of Constitution of Rubber Estates in Malaya*, Dept. of Agriculture, SS & FMS, 1933)。もし, この比率を 1937 年に適用すれば, 138 万エーカーほどになる。しかし, この数字を第9表 A の 104 万エーカーと直接比べることはできない。イギリスの株式会社でも, 非公募会社もあれば, いわゆる秘書会社に依存しない会社もあり, またマラヤ設立の株式会社もある。特に 2 大タイヤ・メーカー Dunlop と US Rubber の子会社の 1937 年ごろのゴム植付面積の合計は 11 万 5000 エーカーに達しているが(*Stock Exchange Official Year-Book*, 1938), それはこの表には含まれていない。

期に4社を新しく設立、そのころ他の秘書グループから編入した1社を加えて、この20年間にグループとして10万エーカー近くも植付面積をふやしている。これに対してH. & C. の場合、同じく20年代前半に新たに7社を設立したが、37年段階では、これらの新会社のうち3社と17年当時のいくつかの会社が姿を消し、Guthrieほどにはグループの植付面積も伸びていない(マラヤ以外での植付面積は大きくふえている)。次に、新顔のEastern Industries グループは、20年代半ば(4社)か30年代前半(5社)に設立された会社ばかりという特徴をもっている。Rubber Estate Agency グループの会社数と植付面積が著しくふえたのも、主に20年代半ばの新設6社のためである。1926年設立のShaw, Darbyは、すでにふれたとおり、栽培技術指導に強いマラヤのSime, Darbyとロンドンのゴム取引商社R. G. Shawが共同設立したいわば新興のagency houseである。

いま試みに、第1次大戦中の1917年ごろから37年へて第2次大戦後の54年まで、この表の上位6グループの成長の跡を簡単にまとめてみると第10表のとおりである。この例示からも明らかなおり1917年ごろの上位5つの秘書会社グループは、Stevenson計画による生産制限期の20年代前半に積極策をとって会社を新設、

続く30年代前半の大不況期にも植付面積を拡大していたグループといえる。

次に第9表Bに移ろう。この資料はStraits Times Directory, 1937年版のため36年ごろの状況を示すものと考えられるが、マラヤのゴム・エステートの植付面積は36年と37年でわずかしき違わないから第9表Aと対照して差支えないであろう。ただし、この表はイギリスのゴム栽培会社のみならず、マラヤ現地の会社及び外国の会社も含む423社のゴム植付面積114万エーカーを対象とするが、マラヤの会社の記事が不明なためその一部しか採用していないうえ、イギリスの会社305社のゴム植付面積は97万エーカーで、さきの表よりは少なくなっている。

この表に示した1936年ごろの主な経営代理会社グループについて、第8表Bとも比較しながら、若干の説明を加えておこう。まず最上位のHarrisons, Barkerは、H. & C. の地盤強化のため1922年にH. & C. クアラルンプール支店が地元の経営代理会社Barker & Co.(第8表Bに出ているが、そのころH. & C. はこの会社の一部株式を取得していた)と合併してできた会社で、多数のゴム栽培会社の経営代理を引受け、その栽培面積は15万エーカーを超えている。

次のGuthrieが経営代理を担当する25社のゴム植付面積も15万エーカーに近い。H. & C. やGuthrieを中心とするグループの構成は二重になっている。両社にそれぞれ秘書と経営代理を委託したが、人的にも資本的にも結びつきの強い会社からなる内的グループが存在し、そのいわば周辺に経営代理だけを委託する会社からなる外的グループが成立する。Barlowグループもこの型に入る。E. BousteadグループやSime, Darby

第9表B 経営代理会社別ゴム栽培会社グループ, 1936年ごろ(単位1,000エーカー)

経営代理会社	会社数 <sup>1)</sup>	植付面積			エステート 総面積	会社計 <sup>1)</sup>	内訳 <sup>2)</sup>		
		ゴム	ココナツ	オイル パーム			I	II	III
1. Harrisons, Barker & Co.	44	154.9	13.7		231.3	49(5)	34(5)	12	3
2. Guthrie & Co.	25	146.0	0.02		187.8	25	21	4	
3. Boustead & Co.	39	125.9	2.0		177.1	39	37	2	
4. Cumberbatch & Co.	49	95.7	1.2	2.2	114.9	49	39	3	7
5. Sime, Darby & Co.	28	72.0	0.1		85.9	48	18	9	1
6. Sandilands, Buttery & Co.	13	62.1	0.3		77.1	13	13		
7. Kennedy, Burkill & Co.	28	50.6	0.2		66.2	28	3	3	22
8. Barlow & Co.	21	47.2	3.2	2.1	64.9	21	19	2	
9. Société internationale*	19	42.4	3.1		65.8	19	16		3
10. Harper, Gilfillan & Co.	22	38.4	0.3		44.8	22	9	10	3
11. Whittall & Co.	21	37.8	1.6	0.6	45.5	22(1)	15	2	5(1)
12. Socfin Co.	5	29.8		20.6	71.6	6(1)		1	5(1)
13. Henry Waugh & Co.	12	27.2			32.2	12	10	2	
14. East Asiatic Co.	4	25.3	10.0		37.0	4	3	1	
15. McAuliffe, Davis & Hope	14	25.2	5.5		32.3	14	12	1	1
計	344	1,039.4	41.4	25.3	1,334.5	351(7)	249(5)	52	50(2)
その他20グループ計	79	95.9	4.0	1.0	235.5	79	56	20	3
総計	423	1,135.3	45.4	26.3	1,570.0	430(7)	305(5)	72	53(2)

\* Société internationale de Plantations et de Finance

1) 最初の欄はゴム栽培会社数、あとの会社言欄は( )内のゴム園をもたない会社を含むグループの会社数計、その植付面積とエステート総面積が示してある。

2) I イギリスの会社, II マラヤの会社とエステート, III 外国の会社(香港, セイロン, インドシナ, ベルギー, オーストラリア, 日本, その他)。

(出所) The Straits Times Directory of Singapore and Malaya, 1937, (第9表Aの資料も参照)。

第10表 主な秘書会社グループの成長, 1917~1954年<sup>1)</sup>(1,000 エーカー)

秘 書 会 社	c 1917 年	c 1926 年 <sup>2)</sup>	c 1936/37 年	経 営 代 理 会 社	c 1954 年 <sup>3)</sup>
Guthrie	⑫33.7	⑰86.8	⑰ 132.0→	⑰Guthrie	⑰137.7
Harrisons & Crosfield	⑱37.9	⑳67.4	⑱ 97.1→	⑱Harrisons, Barker(子会社)	⑳135.9
Eastern Industries	—	⑥12.1	⑨ 56.6→	⑥Sandilands, Buttery ②Harper, Gilfillan ①Henry Waugh	⑧ 55.8 <sup>4)</sup>
Rubber Estate Agency	⑦ 9.2	⑬24.6	⑱ 41.9→	⑭Société internationale ①Sime, Darby ①不明	⑱ 55.9
Shaw, Darby	—	⑬27.1	⑨ 34.3→	⑥Sime, Darby(同系会社) ①Harper, Gilfillan ①Henry Waugh ①不明	① 49.8
Thomas Barlow	⑩19.4	—	⑫ 31.9→	⑫Barlow & Co.(子会社)	⑨ 36.0

- 1) ○は会社数, 次の数字はグループのゴム植付面積。1936/36年についてだけ各秘書会社グループがどの会社の経営代理のもとにあるかを示したもの。
- 2) *Stock Exchange Official Year-Book*, 1927.
- 3) J. Puthuchear, *op. cit.*, p. 29. この時点では, Puthuchear の表によると, T. Barlow より上位に別の2グループが入り, Eastern Industriesが入っていない。
- 4) Zorn & Leigh-Hunt, *Manual*, 1956 で補足。

グループにもこの要素がみられる。これに対して, 49社もの多数のゴム会社のエステートの経営代理を引受けている Cumberbatch の場合, 同社が秘書を兼ねているのは, セイロンの会社6社とマラヤの会社2社にすぎない(セランゴールに地盤をもつ同社は, これとは別に, 同州にゴムに園をもつ現地会社7社の登記事務所となっている)。同社が経営代理を担当するイギリスの会社39社は17の秘書会社グループに分れているが, Bright & Galbraith グループ11社もそっくりその中に含まれているので, 特別の関係があるのかもしれないが, それ以上のことはわからない。同じように, Rubber Estate Agency を秘書会社とする16社がすべてベルギー系プランテーション会社の子会社(第9表 B\* 印)に経営代理を委託しているが, その関係も明らかではない。

それはとにかくとして, 第9表Bを第8表Bと比べて

第11表 主な経営代理会社グループの成長, 1917年~1952年<sup>1)</sup> (1,000 エーカー)

経 営 代 理 会 社	c 1917 年	c 1936 年	c 1952 年 <sup>3)</sup>
Harrisons & Crosfield <sup>2)</sup>	⑳41.6	④154.9	③226.1
Guthrie & Co.	⑮40.6	⑳146.0	㉑156.3
Boustead & Co.	④ 3.9	⑳125.9	④169.6 <sup>4)</sup>
Sandilands, Buttery	—	⑬ 62.1	
Cumberbatch & Co.	⑰27.2	⑳ 95.7	⑥138.6 <sup>5)</sup>
Sime, Darby	① 5.4	⑳ 38.4	㉒109.9
Barlow & Co.	⑩21.3	㉑ 47.2	⑱ 47.4

- 1) ○内は会社数, 次の数字はグループのゴム植付面積。
- 2) 1936年は H. & C. の子会社 Harrisons, Barker & Co.
- 3) J. Puthuchear, *op. cit.*, p. 46.
- 4) 1954年は Boustead, Buttery.
- 5) 1954年は REA-Cumberbatch.

みると, H.&C. と Guthrie はもとより, Boustead, Cumberbatch, Sime, Darby などの経営代理会社がこの20年間に著しく発展したことは明らかであろう。ここでも, 1936年ごろの上位6社に Barlow を加えた7社について, 1917年から36年をへて52年へと, それぞれの成長の跡を簡単にまとめて示しておこう。

第11表によって, 大手の経営代理会社, それこそ現代的な意味での agency house が20年代から30年

代前半にかけて, つまり生産制限と大恐慌の過程を通じて大きく成長したことは確かであろう。もともと, 資料の性格から第8表や第9表の数字をうのみにすることはできないが, 大づかみにいえば, 2つの表の時点には含まれた15~20年間に, マラヤの資本制ゴム・エステートにおける経営代理制が深く根をおろしたばかりでなく, その大手の agency house への集中化が進展した。試みに1936年時点で, 経営代理制をとる423社(マラヤ現地設立の会社も香港やセイロン設立の会社も含めて大部分はイギリス系の会社)のゴム植付面積114万エーカーにおいて占める上記大手 agency house 7社のウエイトを求めると60%にも及ぶ。Puthuchear が1952/54年段階について強調した大手 agency house によるゴム・エステート支配の母型はこのときすでに成立していたといっても過言ではないであろう。こうした集中化の過程において, 少なくとも H. & C. や Guthrie の場合, イギリス系ゴム栽培会社における秘書会社制が集中化の重要なことになってきたように考えられるが, 資料不足のためこの点を十分検討することができなかった。さらに今回は省略したが, 第2次大戦後のエステート部門における新しい事態の発展には注目すべきものがある。というのは, 戦後の約20年間にエステート(大部分イギリス系)の細分化が進行する一方, agency house 間の合併ないし連合によって著しく集中化が進展し, 巨大 agency house の成立と経営代理制の新しい発展がみられるからである。

#### IV. マレー人ゴム・スモールホルダーと土地保護立法

今世紀初頭から第1次大戦にかけての初期発展の時代は、株式会社制エステートの発展期でもあれば、スモールホールディングの発展期でもあったことを指摘した。そのさい、当時のスモールホールディングを統計的に追求することはきわめて困難なこともあわせて指摘した。もともと、スモールホールディングとは100エーカー未満のゴム園をさすから、50~90エーカーの園も数エーカーの園も含んでいる。50年代初期のスモールホールディングの統計は、25エーカー未満とそれ以上に2分類した内訳を明らかにしているが、それによると前者にはマレー人の園が多く、後者には中国人の園が多い。そこで、本節では、マレー人ゴム・スモールホルダーを対象として、若干の村落レベルでの調査事例によって、初期発展期と生産制限期にまたがる彼らの植付活動の変化を跡づけるとともに、その問題点をさぐり出してみよう。

その1つは、ペラ州 Kuala Kangsar に隣接する Saiong 村の調査事例であって<sup>27)</sup>、1900年以降10年ごとのゴム園及び水田、宅地などの発展は、次のとおりである。

Saiong 村のゴム園、水田、宅地の増加  
(エーカー)

	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960
ゴム	0	19	348	500	517	541	665
水田	35	219	300	385	401	404	423
宅地	45	169	286	376	408	428	466
その他 <sup>1)</sup>	33	114	173	228	279	303	307
計	113	521	1,107	1,488	1,605	1,676	1,862

1) その他は果樹園など。なお宅地にもココナッツ、果樹、野菜を植える。

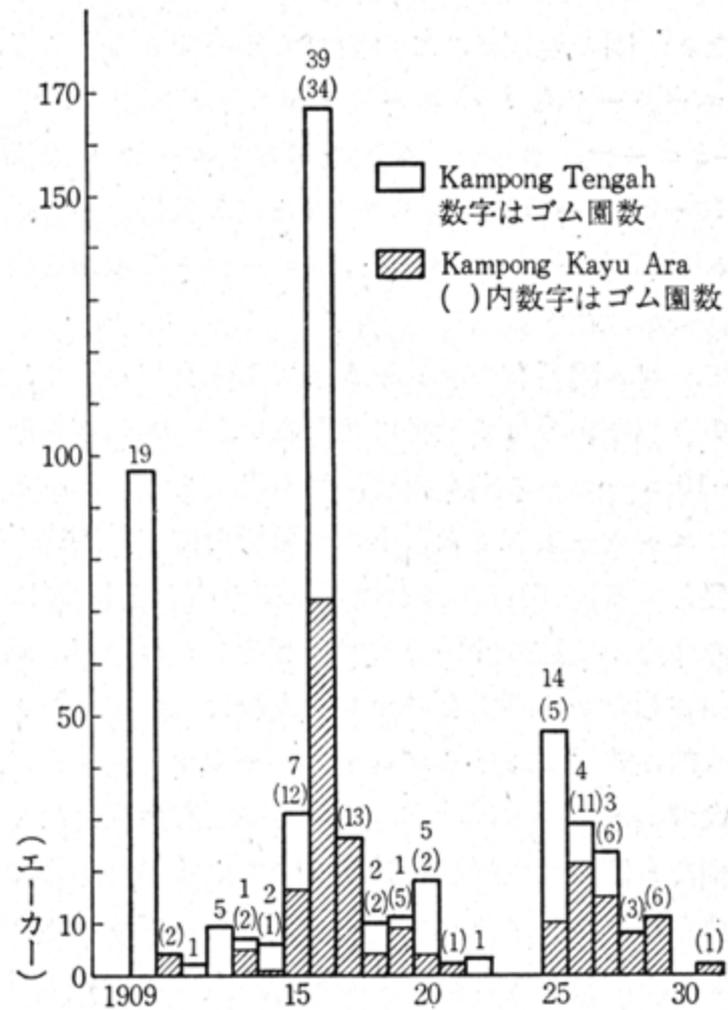
出所) R. Ho. *op. cit.*, p. 85.

すなわち、今世紀当初存在しなかったゴム園は、10年代に飛躍的に拡大、20年代にも大きく伸びているが、30年代以降ほとんど発展せず、第2次大戦後の50年代に再び増加に転じている。水田は、今世紀初めの伸びがもっとも著しく、さらに10年代と20年代にも伸びているが、そこでやはり頭打ちの状態になっている。いずれの場合も、30年代の停滞は明らかであろう。

ところで、この調査報告は、ゴム園や水田の所有における共同所有(複数所有)の増加を注目すべき傾向として指摘している。特に水田と宅地の場合、それによって所有の細分化が著しく進展しているのである。ゴム園につ

27) Robert Ho, "The Evolution of Agriculture and Land Ownership in Saiong Mukim," *The Malayan Economic Review*, Vol. XIII, No. 2, Oct. 1968, p. 96. Saiong Mukim の土地登記簿から任意抽出した払下げ地のサンプル——総筆数の14%——をいわば追跡調査し、まとめたもの。

第3図 Negri Sembilan 州 Kuala Pilah 近傍2部落のマレー人農民によるゴム新植付面積、1909~1931年\*



\* 筆者の現地調査による

いては、単独所有者が全所有者数に占める比率(a)と、全植付面積に占める単独所有の比率(b)を示すと、次の

	(a)	(b)
1900	0	0
10	100	100
20	64	80
30	61	77
40	56	75
50	49	67
60	41	63

出所) R. Ho. *op. cit.*, p. 96.

とおりである。つまり、1960年の時点で単独所有者数は半分以下になっているが、その面積はまだ60%を超えている。しかも、単独所有園の平均規模は30年の2.7エーカーから60年の2.8エーカーへとわずかにふえている。しかし、共同所有化傾向がおさまらぬ限り、ゴム園についても細分化が進まないとは誰も断定しえないのである。なにゆえ、こうした心細い状態が起こるのか、この問題にはあとでふれることにして、次の事例を検討しよう。

次のネグリ・センピラン州 Kuala Pilah 近傍2部落の調査事例によると、1943年の時点でマレー人農民134世帯の所有するゴム園232園のうち、聴取調査に応じた210園の年次別植付面積は第3図のとおりである<sup>28)</sup>。すなわち、両部落の植付活動をあわせてみると、その活潑な山はおよそ3つある。ゴム導入の当初1909年、ついで15~17年、最後に25~27年がくる。特に16年は全期間のピーク、異常な昂揚を示しているが、それはKuala

28) 筆者の現地調査覚書による。

Pilah 郡全体を蔽う動きであった<sup>29)</sup>。さらに 30 年代には 31 年の 1 件を除き、植付皆無であることも注目される。なお、園の規模は、この表でも類推できるとおり、1~2 エーカーから 2~3 エーカーがもっとも多く、ついで 3~5 エーカーが多い。少数ながら半エーカー未満の園も 10~25 エーカーの園もある(ただ 1 世帯だが、最大のゴム園 57 エーカーを所有し、3 エーカーの水田を自作する富農が存在する)。

さて、ゴム園所有のマレー人農民 134 世帯のうち、水田を所有しないのは 8 世帯にすぎない(そのうち 3 世帯は 6~10 エーカーの園を所有、ゴム専業とみなしうるが、他は 2 エーカー未満で米の小作か賃労働による別途収入を必要とする)。両部落における水田の所有と経営についての検討は紙数の関係で省略せざるをえないが、両部落で調査したゴム園所有のマレー人農民、つまり第 2 次大戦直前の時期におけるゴム・スモールホルダーについて大づかみにいえば、零細なゴム園所有=経営はやはり零細な水田所有=経営と結びついているのが通例である。彼らはゴム・スモールホルダーとしても、米作農民としても、貧しく伸びなやんでいるとしかいいようがない。なにゆえにこういう状態が生じたのか。

この種の設問に対しては、さまざまな要因をあげることができ、ここでは諸要因の 1 つ、しかしきわめて重要な 1 要因として、この地方のマレー人農民の土地所有を保護する趣旨で制定された 2 種類の土地立法を指摘しておきたい。第 1 はネグリ・センピラン州独自の慣習地法(1909 年制定、施行)で、水田や宅地に関する母系部族的所有制度、特に相続律を成文化化したものである。これによってこの地方の母系部族社会の女子成員にしか、

水田や宅地の所有は認められないのである。第 2 は、マレー連邦 4 州を対象としたマレー人指定地法(1913 年制定)であるが、これについては説明を省略し、1916 年に当面の両部落を含む Kuala Pilah 郡の 7 つの村を対象とする地域指定が行なわれたことだけを指摘しておこう(20 年代には連邦諸州各地方の地域指定が次々と実現している)<sup>30)</sup>。

マレー人指定地法は、指定地内のマレー人の所有地を、水田であれゴム園であれ、非マレー人に譲渡することを禁止したものであり、要するにマレー人の土地がインド人金貸業者や中国人商人の手に移ることを、あるいはヨーロッパ系ゴム会社・錫会社を買収されることを防止するためのものであるが、他面では、それがマレー人農民、特にゴム・スモールホルダー、への融資の機会を制限し、彼らの活動に一定の枠をはめ、その上昇の道を阻んだことも否定しえない<sup>31)</sup>。さきのペラ州 Saiong 村の事例の背景には、同報告はあえて言及していないが、この同じ問題が存在していたことはいうまでもない。総じていえば、植民地当局によるバターンリズムのもつ矛盾である。こういう理解に対する有力な証言として、マレー人指定地内のゴム・スモールホルダーに関する E. K. Fisk による戦後の実態調査報告があるが、その問題点の解明は別の機会にゆずることにしたい<sup>32)</sup>。

【山田秀雄：一橋大学経済研究所】

30) 同様の法律は、1930 年にケラントラン州、31 年にケダー州、35 年にペルリス州、36 年にジョホール州、41 年にトレンガヌ州において制定されている。

31) The World Bank, *The Economic Development of Malaya*, 1955, p. 312.

32) E. K. Fisk, "Productivity and Income from Rubber in an Established Malay Reservation," *The Malayan Economic Review*. Vol. VI, No. 1, Apr. 1961.

29) J. C. Jackson, *op. cit.*, p. 257.

### 投 稿 規 程

本誌は、1962 年 7 月発行の第 13 巻 3 号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしました。それ以来かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望者を募ります。投稿規程は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400 字詰 30 枚)「寄書」(400 字詰 20 枚以内)の 2 種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と、同資格以上のもの(大学院博士課程に在籍する学生をふくむ)に限ります。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の研究部門は次のとおりです。  
日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得・国富。統計学およびその応用。経済計測。学説史および経済史。比較経済体制。金融経済。
4. 投稿原稿の採否は、編集部が委嘱する審査委員の審査にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらずお返しします。
5. 原稿の送り先：(〒 186)東京都国立市中 2 丁目 1 番地 一橋大学経済研究所「経済研究」編集部(電話 0425(72)1101 内線 374)。